

令和8年第3回 教育委員会会議
議案書

吉川市教育委員会

令和8年第3回吉川市教育委員会会議

付議案件等一覧

番号	議案等番号	件名
1	第8号議案	令和8年度吉川市教育行政重点施策について
2	第9号議案	学校医の委嘱について
3	第10号議案	教育支援センター指導員の任命について
4	第11号議案	学校における働き方改革基本方針（吉川市版）の一部改正について
5	第12号議案	吉川市立学校給食センター条例施行規則の一部を改正する規則について
6	第13号議案	埼玉県東南部地域公共施設予約案内システムの利用に関する規則の一部を改正する規則について
7	第14号議案	令和8年度吉川市教育委員会事務局職員の人事異動について 【非公開】

第8号議案

令和8年度吉川市教育行政重点施策について

令和8年度吉川市教育行政重点施策について議決を求める。

令和8年3月24日提出

吉川市教育委員会教育長 清水孝二

提案理由

令和8年度吉川市教育行政重点施策について、別添のとおり作成したいので、この案を提出するものである。

第9号議案

学校医の委嘱について

令和8年度学校医を別紙のとおり委嘱することについて議決を求める。

任期は令和8年4月1日から令和9年3月31日までとする。

令和8年3月24日提出

吉川市教育委員会教育長 清水孝二

提案理由

推薦団体である吉川松伏医師会より、現在学校医として委嘱している3名に替えて、新たな学校医が3名推薦された。別紙の表に掲げる者を、令和8年4月1日付けで新たに委嘱するため、この案を提出するものである。

学校医名簿（変更箇所のみ）

1. 中曽根小学校

	令和7年度	令和8年度
学校医氏名	長澤 実佳	小島 雄一
医院名	ホームクリニック吉川美南	むさし野ファミリークリニック
所在地	吉川市美南 2-23-1 3F	吉川市美南 5-31-2
電話番号	982-2211	972-4587

2. 中央中学校

	令和7年度	令和8年度
学校医氏名	三宅 政房	田中 園子
医院名	三宅クリニック	吉川中央総合病院
所在地	吉川市高富 2-10-1	吉川市平沼 111
電話番号	983-2203	982-8311

3. 吉川中学校

	令和7年度	令和8年度
学校医氏名	小島 雄一	石井 淳子
医院名	むさし野ファミリークリニック	吉川美南こどもクリニック
所在地	吉川市美南 5-31-2	吉川市美南 2-23-1 3F
電話番号	972-4587	982-2211

第10号議案

教育支援センター指導員の任命について

教育支援センター指導員を別紙のとおり任命することについて、議決を求める。

令和8年3月24日提出

吉川市教育委員会教育長 清水孝二

提案理由

教育支援センター指導員が令和8年3月31日をもって任期満了することに伴い、別紙の表に掲げる者を令和8年4月1日付けで新たに任命したいので、この案を提出するものである。

別紙

氏名	進通 ^{しんつう} 綾乃 ^{あやの}
新規・継続	継続
任期	令和8年4月1日 ～ 令和9年3月31日

氏名	坪井 ^{つぼい} 俊治 ^{しゅんじ}
新規・継続	継続
任期	令和8年4月1日 ～ 令和9年3月31日

氏名	高橋 ^{たかはし} 始 ^{はじめ}
新規・継続	継続
任期	令和8年4月1日 ～ 令和9年3月31日

氏名	前田 ^{まえだ} 稔 ^{みのる}
新規・継続	継続
任期	令和8年4月1日 ～ 令和9年3月31日

第11号議案

学校における働き方改革基本方針（吉川市版）の一部改正について
学校における働き方改革基本方針（吉川市版）の一部を別添のとおり改正する。

令和8年3月24日提出

吉川市教育委員会教育長 清水孝二

提案理由

「学校における働き方改革基本方針（吉川市版）」を、令和7年4月に埼玉県教育委員会の「学校における働き方改革基本方針」の改正をうけ、本基本方針の目標の具現化と、その目標達成に向けた具体的な取組を追加したいので、この案を提出するものである。

第12号議案

吉川市立学校給食センター条例施行規則の一部を改正する規則

吉川市立学校給食センター条例施行規則（昭和61年吉川町教委育委員会規則第4号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中項の表示に下線が引かれた項（以下「移動項」という。）に対応する同表の改正後の欄中項の表示に下線が引かれた項（以下「移動後項」という。）が存在しない場合には、当該移動項（以下「削除項」という。）を削り、移動後項に対応する移動条が存在しない場合には、当該移動後項（以下「追加項」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（削除項を除く。以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（項の表示及び追加項を除く。以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>(給食費)</p> <p>第5条 保護者等の負担する給食費の額は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 小学校 月額 <u>5,200円</u></p> <p>(2) 中学校 月額 <u>6,100円</u></p> <p>(3) 略</p> <p>2～4 略</p> <p>附 則</p> <p><u>(施行期日)</u></p>	<p>(給食費)</p> <p>第5条 保護者等の負担する給食費の額は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 小学校 月額 <u>4,100円</u></p> <p>(2) 中学校 月額 <u>4,900円</u></p> <p>(3) 略</p> <p>2～4 略</p> <p>附 則</p> <p><u>この規則は、昭和61年4月1日から施行する。</u></p>

<p>1 <u>この規則は、昭和61年4月1日から施行する。</u></p> <p><u>(令和8年度における給食費の額の特例)</u></p> <p>2 <u>令和8年4月1日から令和9年3月31日</u> <u>までにおける第5条第1項の規定の適用につ</u> <u>いては、同項第1号中「月額 5,200</u> <u>円」とあるのは「月額 0円」と、同項第2</u> <u>号中「月額 6,100円」とあるのは「月</u> <u>額 4,900円」とする。</u></p>	
---	--

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。

令和8年3月24日提出

吉川市教育委員会教育長 清水孝二

提案理由

学校給食費の改定に関して、吉川市立学校給食センター条例施行規則を一部改正するため、この案を提出するものである

第13号議案

埼玉県東南部地域公共施設予約案内システムの利用に関する規則の一部を改正する規則について

埼玉県東南部地域公共施設予約案内システムの利用に関する規則（平成16年吉川市教育委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中項の表示に下線が引かれた項を加える。

改正後	改正前
(登録申請) 第4条 略 2 略 <u>3 第1項の登録は、1人又は1団体につき1登録とする。</u>	(登録申請) 第4条 略 2 略

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

令和8年3月24日提出

吉川市教育委員会教育長 清水孝二

提案理由

埼玉県東南部地域公共施設予約案内システムの利用者登録について、同一の個人又は団体が複数の登録をすることを禁止する規定を追加したいので、この案を提出するものである。

第14号議案

令和8年度吉川市教育委員会事務局職員の人事異動について
吉川市教育委員会事務局職員の人事異動について議決を求める。

令和8年3月24日提出

吉川市教育委員会教育長 清水孝二

提案理由

令和8年4月1日付けで職員の人事異動を別添のとおり行いたいので、この案を提出するものである。